

東筑 81 期会会則

第 1 条 (名称)

本会は、「東筑 81 期会」と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、母校東筑高校の発展を助成し、ならびに平成 23 年度東筑会総会・懇親会の当番期運営を成功させることを目的とする。

第 3 条 (会員)

本会の会員は、本会の趣旨に賛同するもので、次の各号に掲げる個人とする。

1. 福岡県立東筑高校昭和 58 年 3 月卒業生
2. 福岡県立東筑高校にかつて在籍していた者で、本会に入会を希望する者
3. その他会長が認めた者

第 4 条 (活動内容)

本会は、第 2 条に掲げる目的達成のため、以下の活動をする。

1. 必要に応じた会議及び懇親会の開催
2. 平成 23 年度東筑会総会・懇親会の企画・運営、チケットの円滑な販売促進等それに付随する一切の活動
3. 東筑高校同窓会「東筑会」の運営協力ならびに他期東筑高校卒業生との協調関係維持に必要な活動

第 5 条 (役員)

本会は、会長 1 名、副会長若干名、会計 2 名、会計監査 1 名以上、その他の役員を必要に応じて置きその任期は 1 年とする。ただし、重任・再任はこれを妨げない。なお、役員を選出については、以下に定める。

- ・ 会長は会員の互選または役員会で選任する。
- ・ 他の役員は会長が指名する。

第 6 条 (役員の責務)

主な役員の責務は以下のとおりとする。

1. 会長 本会を代表するとともに会務を主宰する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在の際はその責務を代行する。
3. 会計 会費の徴収及び必要な経費の執行に伴う事務ならびに現金・貯金等財産の管理を行う。
4. 会計監査 会計、財産の監査を行う。

第 7 条 (事務局)

事務局は若干名で構成し、会務の推進を図る。

第 8 条 (個人情報保護)

会員は、その活動中に知りえた個人情報は上記の目的にのみ使用することとし、その取扱方法は別途定めることとする。

第 9 条 (その他)

本会則に定めのない事項が発生した場合は、役員会の決定に従うものとする。

付則

この会則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。